

直交集成板についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う直交集成板についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 3079-1 直交集成板—第1部：一般要求事項

JAS 3079-2 直交集成板—第2部：試験方法

直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準（平成25年12月20日農林水産省告示第3080号）

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JAS 3079**による。

3.1

理化学検査

浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験、ホルムアルデヒド放散量試験、せん断試験、ラミナの曲げB試験、ラミナの曲げC試験及びラミナの引張り試験に係る検査

3.2

外面検査

3.1以外の検査

4 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

4.1 最終製品における検査

- 1) 検査を分けて理化学検査及び外面検査とする。
- 2) 理化学検査は、抽出して行う。
- 3) 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由によって適当でないと認められる場合には、各個に行ってもよい。
- 4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**箇条5**に定めるところによる。

4.2 製造工程における検査

製造工程における検査は、**箇条6**に定めるところによる。

5 最終製品における検査

5.1 第1種検査方法

5.1.1 抽出の割合等

5.1.1.1 理化学検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする10日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 3079-1**の**A.1 c)**による。
- b) a)に掲げる場合以外の場合は、次による。
- 1) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種別に格付しようとする10日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 3079-1**の**A.1 a)**による。
 - 2) ホルムアルデヒド放散量試験に供する試料直交集成板は、**1)**を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 3079-1**の**A.1 b)**による。

5.1.1.2 外面検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、**5.1.1.1 a)**の検査荷口から**表1**の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数の試料ラミナを無作為に抽出する。

表1—外面検査におけるラミナの抽出枚数

単位 枚

検査荷口のラミナの枚数	試料ラミナの枚数
50 以下	8
51 以上 90 以下	13
91 以上 150 以下	20
151 以上 280 以下	32
281 以上 500 以下	50
501 以上 1 200 以下	80
1 201 以上 3 200 以下	125
3 201 以上	200

- b) a)に掲げる場合以外の場合は、**5.1.1.1 b)**の検査荷口から**表2**の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数の試料直交集成板を無作為に抽出する

表2—外面検査における直交集成板の抽出枚数

単位 枚

検査荷口の直交集成板の枚数	直交集成板の枚数
50 以下	8
51 以上 90 以下	13
91 以上 150 以下	20
151 以上 280 以下	32
281 以上 500 以下	50
501 以上	80

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 理化学検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、JAS 3079-2 の 5.9、5.10 及び 5.11 によって試験を行い、その結果、JAS 3079-1 の箇条 4 に基づいて合格又は不合格を判定する。
- b) a)に掲げる場合以外の場合は、JAS 3079-2 の 5.1～5.8 によって試験を行い、その結果、JAS 3079-2 の 5.1～5.5 及び 5.8 にあつては JAS 3079-1 の A.2 に基づいて、JAS 3079-2 の 5.6 及び 5.7 にあつては、JAS 3079-1 の箇条 4 に基づいて合格又は不合格を判定する。

5.1.2.2 外面検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、JAS 3079-1 に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを適合品とし、その適合品の数が、表 3 の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる適合とする数以上であるときは、当該検査荷口のラミナをその等級に合格とする。

表 3—ラミナの外面検査の適合とする枚数

単位 枚	
試料ラミナの枚数	適合とする枚数
8	7
13	11
20	17
32	27
50	43
80	70
125	111
200	179

- b) a)に掲げる場合以外の場合は、JAS 3079-1 に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 4 の左欄に掲げる試料直交集成板の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の直交集成板をその等級及び種別に格付する。

表 4—直交集成板の外面検査の適合とする枚数

単位 枚	
試料直交集成板の枚数	合格とする枚数
8	7
13	11
20	17
32	27
50	43
80	70

5.2 第 2 種検査方法への移行

5.1 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の直交集成板が連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.3 に定めるところによる。

5.3 第2種検査方法

5.3.1 抽出の割合等

5.3.1.1 理化学検査

5.1.1.1 の規定を準用する。この場合において、5.1.1.1 a)中“製造条件”とあるのは“5.2 の規定によって検査が 5.3 に定めるところによることとなったラミナで製造条件”と、“10 日分”とあるのは“30 日分”と、5.1.1.1 b)中“製造条件”とあるのは、“5.2 の規定によって検査が 5.3 に定めるところによることとなった直交集成板で製造条件”と、“10 日分”とあるのは“30 日分”と読み替える。

5.3.1.2 外面検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、5.1.1.2 a)の規定を準用する。この場合において、5.1.1.2 a)中“5.1.1.1 a)”とあるのは“5.3.1.1 の規定によって読み替えて準用する 5.1.1.1 a)”と読み替え、表 1 は表 5 に読み替える。

表 5

単位 枚	
検査荷口のラミナの枚数	試料ラミナの枚数
150 以下	13
151 以上 280 以下	20
281 以上 500 以下	32
501 以上 1 200 以下	50
1 201 以上	80

- b) a)に掲げる場合以外の場合は、5.3.1.1 の検査荷口から、8 枚の試料直交集成板を無作為に抽出する。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.3.1.1 理化学検査

5.1.2.1 の規定を準用する。

5.3.2.2 外面検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、5.1.2.2 a)の規定を準用する。この場合において、表 3 は、表 6 に読み替える。

表 6

単位 枚	
試料ラミナの枚数	適合とする枚数
13	10
20	15
32	25
50	40
80	66

- b) a)に掲げる場合以外の場合は、JAS 3079-1 に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 6 枚以上であるときは、当該検査荷口の直交集成板をその等級及び種別に格付する。

5.4 第1種検査方法への移行

5.3 に定めるところによって検査を行った結果、検査荷口の直交集成板がその格付しようとする等級及び種別に合格に格付されなかったときは、検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.1 に定めるところによる。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種別に格付しようとする原則として1日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程（直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準の4.2.2 d)に規定する内部規程をいう。以下同じ。）に定めるところによる。

6.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口の直交集成板を合格に格付する。

制定等の履歴

制 定 平成25年12月20日農林水産省告示第3081号
一部改正 令和元年8月15日農林水産省告示第 674号
最終改正 令和7年2月28日農林水産省告示第 297号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和7年2月28日農林水産省告示第297号
令和7年3月30日から施行する。